

第5期「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」 第1回推進委員会

日時 令和4年12月26日（月）
午後1時15分～午後2時45分
会場 埼玉会館 4A 会議室

【 次 第 】

I 委嘱状交付式

II さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会

1 開 会

2 報 告

(1) 市立学校のいじめの現状、取組について

(2) いじめ重大事態に関する調査報告書公表のガイドラインについて

3 協 議

「関係者の連携・協働によるいじめの対応について」

4 閉 会

○いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

○さいたま市いじめ防止対策推進条例（抜粋）

平成 26 年 7 月 9 日

条例第 47 号

（さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会）

第 10 条 市教育委員会は、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
- (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第 7 項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第47号。以下「条例」という。）第10条第8項の規定に基づき、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときには、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場入室するものとする。

- 2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。
- 3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
 - (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、委員長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
 - (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(調査)

第6条 市教育委員会は、条例第10条第2項第3号及び第4号の調査を行う必要があると認めるときは、委員会に調査を行わせ、その結果を市教育委員会に報告させることができる。

- 2 委員は、前項の調査の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を損なうおそれがあると委員長が認めるときは、その調査及び審議に加わることができない。

(調査専門員)

第7条 条例第10条第7項の調査専門員（以下、「調査専門員」という。）は、当該重大事態等の調査に必要な学識経験を有する者その他市教育委員会が適当であると認める者で、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもののうちから市教育委員会が委嘱する。

- 2 調査専門員は、当該重大事態等の調査が終了した際、調査結果を市教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び調査専門員は、会議、調査等の活動によって知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市教育委員会事務局学校教育部に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織や運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 報告

(1) 本市のいじめの現状、取組について

いじめの防止に係る主な取組

(1) 児童生徒の主体的な活動

ア いじめ防止シンポジウム

(ア) 趣旨

- ・市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校の児童生徒代表、大学生、教職員、保護者、地域団体、関係行政機関が一堂に会し、市を挙げて、いじめを起こさせない、見逃さない環境づくりについて考える。

(イ) 開催日：令和4年8月24日（水） 14：00～16：30

会 場：R a i B o C H a l l 大ホール 市立各学校

(ウ) 開催方法

- ・会場（レイボックホール）参加と学校でのオンライン視聴を学校ごとに選択。
- ・会場の発表や講演、会談の様子をリアルタイムに、YouTubeにて限定配信。

(エ) 内容

○いじめ防止に向けた取組の発表

- ・令和3年度全国いじめ防止サミット参加報告（植竹中学校）
- ・令和4年度子ども会議議長団活動報告

○弁護士による講演「いじめを正しく理解する」

○会談（教育長、代表児童生徒、弁護士）

「いじめをなくすために ～私たちにできること～」

(オ) 会場参加者 約400人

(カ) 成果

- ・コロナ禍の中で3年ぶりに会場での参加を実施した。学校や地域にもオンラインで参加していただけるようにすることで、多くの参加者を募ることができ、市全体で「いじめを許さない雰囲気づくり」について考えることができた。
- ・「いじめ防止シンポジウム」後にとったアンケートでは、『いじめ防止シンポジウムに参加することで、いじめの問題について考えるよい機会となった。』という質問項目において、そう思う88%、どちらかと言えばそう思う11%という結果で肯定的な回答が99%だった。また『いじめ防止シンポジウムに参加する前よりも、いじめ防止にむけて取り組んでいこうという気持ちが高まった。』という質問項目においても、そう思う80%、どちらかと言えばそう思う20%という結果で肯定的な回答が多かった。

イ さいたま市子ども会議

(ア) 開催日：令和4年8月5日（金） 9：30～12：00

会 場：大宮国際中等教育学校 体育館アリーナ

(イ) 目的

- ・代表児童生徒が一堂に会し、各校の取組について情報共有し、振り返ることを通して、いじめ防止に向けた話し合いを行う。

(ウ) 参加者

- ・ブロック会議 ・ ・ ・ 市立各中学校区の代表児童生徒
- ・さいたま市子ども会議 ・ ・ ・ 市立各小・中・中等教育学校の代表生徒（1名）

(エ) 成果

- ・各校の取組について、成果を共有し、課題を1つでも解消するためにどんな取り組み方が必要か、代表生徒同士で話し合うことができた。いじめは誰でも当事者になる可能性があることを確認し、来年度以降に「いじめを許さない雰囲気づくり」を行うために何ができるのかについて検討することができた。
- ・今回初めて小学生にも子ども会議に参加した。中学生と一緒に活発に意見交換する姿が見られた。
- ・「いじめの判断のズレをなくすために、いじめの定義について説明する必要がある」「具体的な数値を使う等して身近な問題として感じてもらうことが大切だ」などの意見があり、いじめ防止に向けて各校が一步踏み出すよい機会となった。

(2) 学校が実施する主な取組

○いじめ撲滅強化月間の取り組み

- ・校長等による講話
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・「簡易アンケート」等の実施
- ・児童会・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーン等の展開
- ・いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・いじめ撲滅強化月間の取組（6月1日から6月30日）

○「潤いの時間」人間関係プログラムの授業

○道徳教育の充実

いじめの早期発見に係る主な取組

- (1) アンケート調査
 - ア 心と生活のアンケート（各学期1回、計3回）
 - イ 簡易アンケート
 - ※アンケートから、いじめの実態を把握する
- (2) いじめに係る状況報告
 - ア 毎月学校が市教委に「いじめの状況」と「学校の指導状況」について報告する
 - ※調査中、指導中、見守り中、解消のうち、どの段階にあるかを把握
 - イ 指導主事が内容を確認し、学校に指導助言を行う
- (3) 相談体制の充実（アセスメント）
 - ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等による校内教育相談体制の充実
 - イ 市立6教育相談室の周知、電話相談
 - ウ さいたま市24時間子どもSOS窓口の周知及びSNS相談
 - エ PTA協議会、市民会議との連携
- (4) 情報モラル教育（携帯・インターネット安全教室 等）

いじめの早期対応に係る取組

- (1) 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づく対応
- (2) 学校生活指導員
- (3) さいたま市スクールロイヤーによるいじめ特別講義の実施

いじめの防止等に係る教職員研修

- (1) 校長研修会・教頭研修会
- (2) いじめに係る生徒指導研修会
- (3) 生徒指導主任研修会
- (4) 生徒指導・教育相談体制研究発表会
- (5) 年次研修（初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修）
- (6) 希望研修（いじめ問題とその対応研修、臨任者対象の生徒指導講座）
- (7) 校内研修（指導主事研修・スクールロイヤーによる研修）
- (8) 生徒指導に係る学校訪問

関係団体との連携状況

(1) さいたま市PTA協議会

- ア「いじめ防止シンポジウム」に係る後援及び開催協力
- イ「親子支援プログラム」への協力依頼
- ウ「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」委員
- エ「いじめノックアウト・セミナー」への協力依頼 等

(2) 青少年育成さいたま市民会議

(地域住民による青少年の心身の健やかな成長を図るための組織)

- ア「いじめ防止シンポジウム」に係る後援及び開催協力
- イ「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」委員 等

3 協議

「関係者の連携・協働によるいじめの対応について」